

2008年10月14日
日 本 銀 行

「株式の処分の指針」に基づく取引所市場における売却の停止について

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、別紙のとおり、本行が金融機関から買入れた株式の取引所市場における売却を2008年10月15日より当分の間停止することについて決定しましたので、お知らせします。

国際金融資本市場における緊張の強まりのもとで、わが国株式市場も不安定な状況が続いています。こうした情勢に鑑み、日本銀行では、市場の情勢を見極める観点から、当分の間、買入株式の取引所市場における売却を停止することとしたものです。

なお、発行会社の自社株買入の要請に応じる処分および公開買付けに応じる処分については、引き続き行い得る扱いとします。

また、取引所市場における売却を再開する場合には、改めて政策委員会決定を行い、公表します。

以 上

< 本件照会先 >

金融機構局信用政策企画担当 鹿島 (03-3277-1545)

「株式の処分の指針」に基づく取引所市場における売却の停止に関する件

- 1 . 「株式の処分の指針」(2007年7月31日決定別紙1。以下「本指針」という。)に基づく取引所市場における売却(本指針2.(5)の場合を除く。)を2008年10月15日より当分の間停止すること。
- 2 . 1 . に基づき停止した取引所市場における売却を再開する場合には、政策委員会の決定を経る取扱いとすること。

以 上